

執行部よりご報告

今月は新入会員がいなかったため、第二支部の資格審査委員会は開催されませんでした。

(免許更新の対象会員には申請書類を郵送致しました。)



「法定講習会」 受講料の 改定について

平成27年4月1日に、宅地建物取引士の法定講習会に係る告示が改正され、講習科目及び講習時間が追加となり、受講料も全国的に16,500円に値上げされたところですが、京都府においては受講料を15,500円に据え置き、少しでも受講者の皆様のご負担とならないよう値上げを見合わせてきました。

しかし、講習科目の追加に伴うテキストやレジュメの充実に加え、一昨年度の消費税増税等のため受講料の維持が厳しい状況となり、**令和3年4月1日より受講料を16,500円（受講料12,000円+交付手数料4,500円）に改定させていただきます。**

受講者の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



法定講習会の詳細・お申込み方法についてはこちらからご確認ください。

<https://www.kyoto-takken.or.jp/qualify/session.php>



第二 支部だより 第180号

会員総数

正会員	436名
準会員	59名
青年部会員	47名

* 令和3年4月22日現在

<発行>

令和3年4月30日(金)

公益社団法人
京都府宅地建物取引業協会
第二支部

所在地 京都市上京区三丁町 453-3
(担当 梅田)

TEL (075) 417-0007

FAX (075) 417-0008

Mail sibu2@kyoto-takken.or.jp

<発行者> 新井 成憲



新井支部長より

まだまだ国内外の富裕層が京都市内の不動産に熱視線を送っているそうです。(個人的にはあまり実感はありませんが)

自然、名所、旧跡、繁華街が狭いエリアに集中しているのも人気の一つで、移住する層、セカンドハウス需要や将来的に安定している都市としての不動産投資も人気があるそうです。

京都市が予定しているセカンドハウスなど空き家向けの新税が正式に決まれば、空洞化の抑止や不動産価格の高止まりによる子育て世代の流出に少しでも歯止めがかかれば良いですね。

25日より3度目の緊急事態宣言が発令されました。先日、京都府の感染者数の記録も更新されていましたので、ここで予防が緩まないようくれぐれも皆様お気を付けてください。

協会業務時間の 変更について

皆様もご存じの通り4月25日より、京都府に改正特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されています。

感染拡大を防ぐため、会員の皆様および来館者様の健康と安全確保の観点から、**当面の間、下記の通り受付時間を変更させていただきます。**

人員を1階と3階に分散した業務体制となりますので、大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、協会本部・支部における会議等は原則リモートで行い、対面での会議が必要な場合は、感染拡大の防止対策を行い最小限の規模で実施致します。

受付時間（土日祝は休館日）

9:30~16:30



再び受付時間に変更が生じる場合には、協会ホームページにてお知らせ致します。

レインズIP型 システム利用料 変更のお知らせ

4月1日より、近畿レインズのIP型システムの利用料が一部変更されました。令和2年10月から実施しているIP型システム利用料の減額が一部終了したためとなります。詳しくは近畿レインズのホームページをご覧ください。

http://www.member.kinkireins.or.jp/member_info/?p=1413